

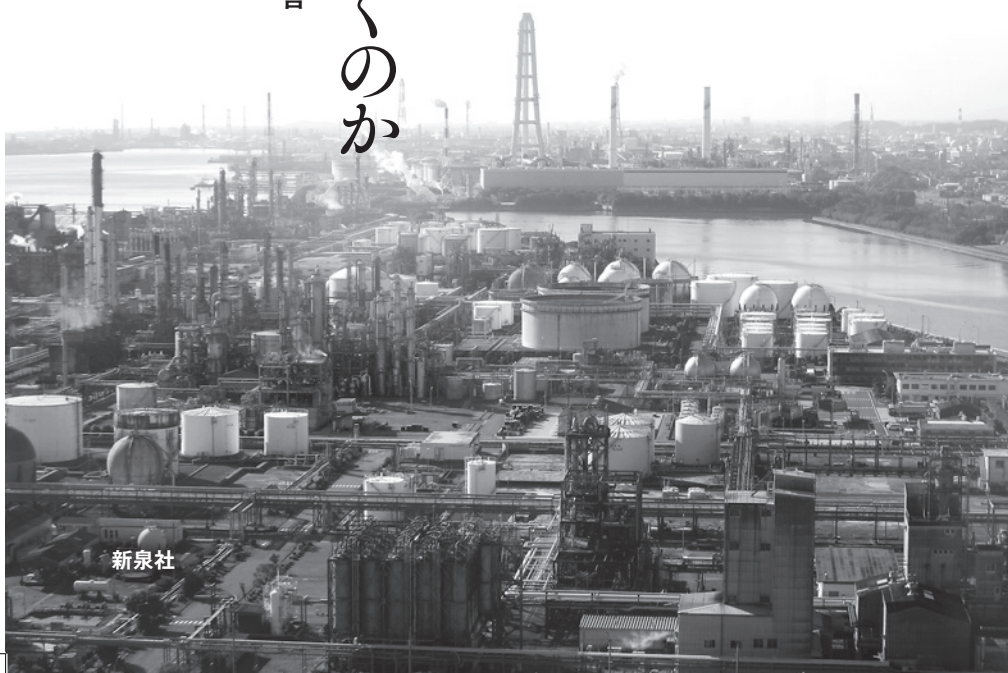
シリーズ 環境社会学講座

1

藤川 賢・友澤悠季 編

なぜ公害は続くのか

潜在・散在・長期化する被害



新泉社

公害はなぜ続くのか 不可視化される被害と加害

藤川賢・友澤悠季

012

- 1 公害を問う意味 012
- 2 公害とは何か 014
- 3 長きにわたる被害と人びとの抵抗 015
- 4 被害への視点と公害の広がり——労働災害・薬害・食品公害 018
- 5 被害の持続と不可視化——その潜在・散在・偏在 020
- 6 加害源の不可視化と定着（固定化） 022
- 7 未来をつくるための運動——「環境正義」と「予防原則」の確立に向けて 024

I 公害とは何か

被害拡大の構図と教訓

足尾銅山鉍煙毒事件にみる 公害の原型

友澤悠季

030

- 1 はじめに——近代史の中の鉍山 030
- 2 鉍害とは——鉍山に起因する公害 031
- 3 足尾銅山前史と煙害・鉍毒 034
- 4 「煙害」と松木村 037
- 5 「鉍毒」と渡良瀬川流域の村々 041
- 6 公害の原型——不作為を正当化する論理と手法 051
- 7 おわりに——「後始末」の永続性 054

自然と生活を軽視する論理に抗う 新潟水俣病にみる公害被害の現在

関礼子

058

- 1 なぜ水俣病は終わらないのか 058
- 2 国家・企業の公益性は住民の生活環境に優先するか 060
- 3 なぜ地域ぐるみで被害を顕在化したのか 065
- 4 被害構造論から地域被害構造論へ 071
- 5 被害を軽視する論理に抗う 074

第3章

公害対策の進展後における地域環境汚染
日米の産業廃棄物問題と草の根環境運動

藤川 賢

079

- 1 四大公害訴訟後の環境法整備と公害の「終わり」 079
- 2 勝訴後のイタイイタイ病住民運動はなぜ必要だったのか 080
- 3 産業廃棄物をめぐる地域と被害——香川県豊島産廃不法投棄事件 083
- 4 有害廃棄物をめぐる草の根環境運動とその展開 089
- 5 公害問題の解決を妨げる要因と住民参加の意味 096

複合公害としてのアスベスト問題

堀畑まなみ

101

コラム A

II

環境的不公正の潜在と拡大

長期化・グローバル化する被害

第4章

食品公害問題の長期化

なぜカネミ油症被害者は被害を訴え続けなければならないのか

宇田和子

106

- 1 被害者運動の継続 106

- 2 油症の被害 108
- 3 油症問題の未解決状態 112
- 4 加害企業の存続を前提とする救済 118
- 5 救済制度の形成と被害図式の反転——食品公害被害の軽減に向けて 121

第5章

熱帯材と日本人

足下に熱帯雨林を踏み続けて

金沢謙太郎

126

- 1 アジア社会と環境問題 126
- 2 熱帯材と日本人 131
- 3 違法伐採問題 135
- 4 熱帯雨林コネクション 139
- 5 常に最初に聞かれなければならない声 144

第6章

重層化する核被害のなかで

マーシャル諸島発「核の正義」を求めて

竹峰誠一郎

147

- 1 はじめに 147

- 2 「私たちの生命を実験台にした」 152
- 3 「日本の核のゴミ、わが無人島へ」 160
- 4 核実験と重なる太平洋戦争、ミサイル実験、気候危機 165
- 5 まとめ——重層化する核被害と日本社会とのつながり 170

第7章

環境正義運動は何を問いかけ、 何を変えてきたのか

原口弥生 176

- 1 はじめに 176
- 2 州間環境格差の犠牲 178
- 3 繰り返される環境正義運動 183
- 4 自然災害と環境正義 187
- 5 環境正義運動がもたらしたアメリカ社会の変化 190
- 6 環境正義は何を問題提起するののか 194

コラム B

新しい環境リスク——環境過敏症という名の「公害」

堀田恭子 198

III

公害は終わっていない

新たな課題と経験の継承

第8章

NIMBYと「公共性」

産業廃棄物処理施設をめぐる公共関与と合意形成

土屋雄一郎 202

- 1 NIMBYとは 202
- 2 ごみ処理施設の「公共性」をめぐる 204
- 3 NIMBYをめぐる先行研究と環境正義 207
- 4 廃棄物処理と公共性——歴史的経緯と現在 209
- 5 産業廃棄物処理・処分施設への公共関与——長野県における事例から 211
- 6 「折り合い」とレジティマシー（正当性） 218

第9章

水俣病にとっての六五歳問題

「先天性（胎児性）」という問いから

野澤淳史 223

- 1 六五年目の水俣病 223
- 2 先天性（胎児性）という問い 225

- 3 胎児性患者たちの生活を支える仕組み 228
- 4 「胎児性」ではなくなるとき 230
- 5 水俣病を越えていく 233

第10章

「記憶」の時代における 公害経験継承と歴史実践

清水万由子 238

- 1 公害は過去か？ 現在か？ 238
- 2 「記憶」の時代へ 240
- 3 公害経験継承の方向性 246
- 4 公害経験の継承に向けた歴史実践 252

第11章

環境リスク社会における 公正と連携への道

寺田良一 259

- 1 はじめに——「環境リスク」の新たな問題性 259
- 2 環境リスクの「問題構築」 262

- 3 「個人化」する環境リスク 264
- 4 環境リスク削減と「環境正義」 267
- 5 環境リスクの削減と公正性に向けた政策原理 270
- 6 結語——環境リスク政策後進国・日本 272

コラムC

公害地域再生が目指すもの

林美帆 274

終章

不可視化に抗うために

公害を生み続ける社会をどう変えていくか

藤川賢・友澤悠季 278

編者あとがき 290

文献一覧 i

*ブックデザイン……………藤田美咲

*カバー表写真……………友澤悠季

*本扉写真……………友澤悠季

*カバー袖(表)写真……………友澤悠季・藤川賢・藤川賢

(裏)写真……………藤川賢・藤川賢・友澤悠季

*カバー裏写真……………新泉社編集部

*二九三頁写真……………新泉社編集部

公害はなぜ続くのか

不可視化される被害と加害

藤川 賢・友澤悠季

1 公害を問う意味

今日議論されているあらゆる環境問題は、人間社会が作り出し出てきたものである[飯島 2001]。日本の環境社会学領域の成立から約三〇年が経つが、環境問題は地球上で増え続けている。

なぜ増えるのか。それは、近代産業社会が経済的な損得勘定を尺度として「発展」してきたことと深くかかわる。採算重視の価値観はグローバルに拡大し、個人の内面にも浸透してきた。蛇口をひねる、コンセントにプラグを指すといった日常動作は、便利で快適な生活の象徴であるが、無自覚な環境破壊にもつながっている。日常の選択の積み重ねが膨大な数の人びとに困難を押しつけてきた現実を直視しようとするとき、本書のテーマである「公害」は、ひとつの有効な切り口

である。

公害は、人間が経済主体として行う活動によって、他の人間に危害を加える行為である。とくに産業活動は、大気、水、土を汚し、悪臭、振動や騒音、地盤沈下などを発生させ、そこで働く人をはじめ、周囲に住む人、あるいは生産された製品やサービスを受け取る人の健康をも害してきた。私たちはそのことを知識としては知りつつも、公害で実際に害を受けるのがのっぺらぼうの「大衆」ではなく、土地ごとに固有の生態系をもつ自然環境であり、多様な生活形態で生きる人びとであることを、しばしば忘れてしまう。それは、個々人の生命、自由、幸福を万人に保障しないまま、経済効果を「公益」とみなすような考え方を、私たちが自覚のないまま撰取しているからであろう。

だが、公害は、一人ひとりの身の上の起き、人生を一変させてしまうような性質の出来事である。そうした問題を生まないようにするには、どうしたらよいのだろうか。この問いに立ち向かってきた人びとは、加害企業だけではなく、その背後にある建前としての「公益」優先の思想や論理を批判し、変えようとしてきた。本書は、教科書的な公害の記述に縛られることなく、多様な環境問題群とそれらに対峙する行動の意味を「公害」という切り口で読み解き、共通の骨格を浮かび上がらせようとしている。

足尾銅山鉍煙毒事件にみる 公害の原型

友澤悠季

1 はじめに——近代史の中の鉍山

日本における公害の起源(origin)の一つは、幕末から明治期にかけての鉍山に見いだせる。この時期、国は近代へと向かい、鉍山は、歴史上経験のない重大な問題、すなわち公害を、人と人の間にもたらした。近代国家の形成にかかわり、かつ公害で人びとを悩ませた鉍山の数は多いが、なかでも、栃木県にある足尾銅山が広範囲に引き起こした激しい環境汚染による社会的事件は、しばしば「公害の原点」とされてきた。発生当時、まだ公害という語は一般的でなかったが、ある人間集団による経済活動が、自然環境・生活環境をならかの形で破壊し、別の人間集団が害をこうむるという三要素を備える点で、たしかにこの事件は私たちが今日「公害」と認識する社会問

題の特徴と合致する。

しかし、足尾が「原点」といわれるゆえんはそれだけではない。重要なのは、この事件が、同時代の衆目を集める一大社会問題となりながら、国や事業者が、根本的な解決を回避するための論理と手法を繰り出し、被害を長期化させた経過である。その論理と手法が、他のあまたの公害でも形を変えて繰り返されているとの意味で、足尾は公害の「原型(protoype)」でもある。本章では、鉍山由来の公害(鉍害)の特徴をおさえたうえで、足尾銅山鉍煙毒事件の通史を概観し、そこに見られる公害の原型としての要素を取り出してみたい。

2 鉍害とは——鉍山に起因する公害

◆広義の鉍害

鉍山とは鉍物資源を地中から採掘する場のことである。石炭、石油、石灰石から、鉄、アルミ、銅などの金属、そしてレアメタル、レアアースを求め、鉍山開発は世界各地で行われており、現代のグローバル経済システムの成立条件となっている。だが同時に鉍山は、周囲の環境と人びとの生活に著しい悪影響をもたらす。

まず採掘は、地中に空洞をつくるため、地表の沈下・陥没、地盤沈下を引き起こす。鉍廃水や坑内からの湧出水は、強酸性であることが多く、有害な不純物を含んでおり、周囲の農業・漁業を脅かす。掘られたものの有用ではないと選別された捨石は、地上に堆積していく。

自然と生活を軽視する論理に抗う

新潟水俣病にみる公害被害の現在

関 礼子

1 なぜ水俣病は終わらないのか

一九六〇年代から七〇年代前半にかけて噴出した産業公害は、加害源が比較的明瞭であると言いうことも可能ではある〔古川 1999: 62〕。だが、それはあくまで一九七〇年代のごみ問題や生活排水問題など生活の場で引き起こされた生活環境問題、一九八〇年代後半からの地球環境問題との対比においてである。公害の加害源は、はじめから明確であったわけではない。

まだ国語の辞書に「公害」がなかった一九六四年に〔庄司・宮本 1964: ii〕、「日本最初の学際的啓蒙書」〔宮本 2014: 57〕として刊行された庄司光・宮本憲一著『恐るべき公害』は、「公害は社会的殺人であり、社会的傷害である。公害は個人的殺人・傷害のようには、犯人が、あきらかでない場合がおおい」

と記している〔庄司・宮本 1964: vi-ii〕。

なぜ公害の「犯人」が明らかでなかったのか。それは第一に、汚染の実態を隠し、不都合をごまかしながら「公共的害悪」〔小林 1992: 46〕を産出する、企業の無責任体質や隠ぺい体質によるものであった。第二に、原因究明や被害拡大防止のためにすべきことをしない行政の不作為によって、加害行為と被害の放置が黙認されるという「行政組織の無責任性のメカニズム」〔松橋 2000〕によるものであった。そのため第三に、住民の反対運動が社会を揺るがすうねりにならない限り、被害は人災とは認められず、天災のような扱いで処理されて終わってしまうのが常だった〔飯島 1984: 173〕。

「公害の原点」と呼ばれる水俣病も例外ではなかった。熊本で水俣病がようやく「公式発見」されたのは、『経済白書』が「もはや戦後ではない」と宣言した一九五六年だった。だが、加害責任はわずかばかりの見舞金でうやむやにされ、原因究明や被害の拡大・再発防止策がとられないまま、今度は一九六五年に新潟県の阿賀野川流域で水俣病の発生が「公式発表」された。

なぜ第二の水俣病が発生してしまったのか。その加害責任を問うために、患者支援団体がつくられ、初の本格的な公害裁判が提訴された。新潟水俣病訴訟である。これに刺激されるように、四日市公害訴訟、イタイイタイ病訴訟、熊本水俣病訴訟が次々と提起された。これら四大公害訴訟は、すべて原告側勝訴で終わった。

だが、それにもかかわらず、「水俣病は終わっていない」〔原田 1985〕。いくつもの訴訟が繰り返し提起され、繰り返し「解決」が謳われてきたが、二〇二二年現在も係争中の裁判がある。個別の被

は、認定申請が棄却された場合、存在しないものとみなされてきた。第五次訴訟でも国の主張は冷たく、被害者の症状は「水俣病以外の原因でも生じる」のであって、「公健法以外の行政救済策の対象者が多数いることをもって、直ちに、曝露地域であることが推認されるものではない」と主張している⁵⁾。自然環境と生活を軽視する開発や産業公害の思想は、自然とともに暮らしてきた人びとの生活文化を軽視する論理となつて、今日に引き継がれているのである。

これに対して、新潟水俣病の被害をこうむった集落に着目した社会調査は、疫学的な事実としての水俣病被害のみならず、新潟水俣病が問題になる以前のいきいきとした阿賀野川の生活を提示しうる。そのことが、生活文化を歪めてまで被害を否定する力に抗い、いまだ明確になっていない認定棄却者のへ加害―被害―関係を考えるために有意義な疫学的事実を提供してくれる。生活者の視点は、生活環境を侵された被害者の視点に通じるのである。

註

(1) 見舞金契約とは、将来チソソが原因とわかつても新たに補償を要求しないという条件のもと、低額の見舞金を支払うというもので、のちに公序良俗違反で無効とされた。

(2) 松川事件(一九四九年に福島県で発生した鉄道脱線・転覆事故をめぐる冤罪事件)の主任弁護士であった岡林辰雄(一九〇四―一九九〇)の言葉。以後の人権裁判に影響を与えてきた。

(3) 日本精神神経学会ウェブサイト「水俣病関連の声明」。

[https://www.jspn.or.jp/modules/advocacy/index.php?content_id=22]最終アクセス日：二〇二二年一月三日

(4) 被告国第二四準備書面、二〇二二年三月八日による。

(5) 同右。

第3章

公害対策の進展後における 地域環境汚染

日米の産業廃棄物問題と草の根環境運動

藤川賢

1 四大公害訴訟後の環境法整備と公害の「終わり」

一九七〇年一二月の臨時国会では一四の環境関連法案が一度に成立・改正され、「公害国会」と呼ばれた。翌年に誕生した環境庁(現・環境省)を中心に、日本政府は公害大国から公害防止先進国への脱皮をはかろうとする。公害の発生防止と、訴訟などを起こさなくても問題への対処や被害者救済を速やかに進められる仕組みづくりがその中心であった。だが、今日でも水俣病に関連する訴訟が続くように、公害に関する住民運動や環境訴訟は四大公害訴訟後、むしろ増加した。環境権など、よりよい環境・環境行政を求めての運動や訴訟も一因であるが、公害対策から取り残された問題も重要である。本章では「公害は終わった」という声も高まった一九七〇年代後半以降

に残された地域環境汚染の問題と、それに対する住民運動についてみていきたい。

以下、第2節で四大公害訴訟の勝訴後に続いた住民運動としてイタイイタイ病（以下、イ病）問題に触れた後、第3節、第4節ではそれぞれ、廃棄物問題における日本とアメリカ合衆国の代表例を取り上げる。廃棄物問題は、企業活動による有害物が健康被害をもたらした点では公害と重なるが、同時に、公害問題が注目されることで有害物などが反対の声の小さい地域に移動した結果として人知れず拡大したという一面もある。そのため有害廃棄物問題に関する被害住民の運動は、公害被害者運動とはまた別の苦勞を伴うことになったのである。第5節では、この経験を踏まえたときに公害のよりよい「解決」には何が求められるのか、今日への教訓を探ろう。

2 勝訴後のイタイイタイ病住民運動はなぜ必要だったのか

公害裁判として初めて被害住民が勝訴した一九七一年の富山地裁判決に続き、翌年に名古屋高裁金沢支部は、賠償金額などをすべて請求どおりに認めるイ病原告全面勝訴を言い渡した。被告の三井金属は上告せず、原告団との直接交渉でも全面的に責任を認めて、今後すべての認定患者に原告と同様の賠償を行うことなどを誓約した。だが、それにもかかわらず、認定されるはずの患者が認定されない状況に直面した原告の被害者団体「イタイイタイ病対策協議会」（以下、イ対協）は、その後も長く運動を続けなければならなかった。¹⁾なぜ認定されるはずの患者が認定されなくなったのか、それは他地域のカドミウム公害問題と深くかかわる。

飲食物中のカドミウムが臓器に長期蓄積されると、きんい近位尿管異常（別称、カドミウム腎症²⁾と呼ばれる腎障害が生じる。それによって減少する血液中のカルシウムなどを補うために骨軟化症などが生じたものがイ病である。この進行過程は三〇年ほどの長期にわたるため、イ病の原因究明の遅れにも影響したし、訴訟では被告企業がイ病とカドミウムとの因果関係を否定しようとした。その反論は前記判決では否定されたが、イ病の公害病認定を受けて行われた全国調査によってカドミウム汚染地域が全国各地に見つかり、一部では健康への影響も見られたことで、新たな意味が加わってきた。カドミウム汚染地域は広いが、富山ほど激甚なイ病患者は他地域では出ていなかった。³⁾そこで、イ病問題が全国的な公害になることを恐れた鉱業界や一部の政治家が、富山のイ病と全国のカドミウム汚染とを分けることなどを求め、関連してイ病カドミウム説への疑いを再び持ち出したのである。

当時「まきかえし」と呼ばれた政財界からの強い主張を受けて、環境庁（現環境省）は委託研究に再びイ病の原因究明を加え、健康調査も、富山の神通川流域⁴⁾と他地域の慢性カドミウム中毒とは分けて行われるようにした。一九七二年六月二〇日付の環境庁通知では、カドミウム腎症は「要観察」とされていたが、この経緯を受ける形で、富山県の公害認定審査や住民健康調査でも、骨軟化症の症状がなければ「要観察」と判定しなくなった。

さらに同じ時期、イ病の「認定」もほとんど出なくなる。治療の効果で典型的異常から外れた検査項目がある、病理検査の方法が信頼性に欠けるなどの理由をつけて、審査会がまったく疑いようがない症例以外は認定しなくなったのである。³⁾こうした審査会の方針転換は公にされず、主治

食品公害問題の長期化

なぜカネミ油症被害者は
被害を訴え続けなければならないのか

宇田和子

1 被害者運動の継続

商店で購入した食品に有害物質が混入していた。なにも気づかずはその食品を食べ、体調が悪化し、医者にかかってもよくわからないといわれる。今後自分の身体がどうなるのかわからず、治療の展望もない。しかも同じ食品によって被害に遭った者が多数いる。こうした事件を食品公害と呼ぶ。食品公害とは、有害化した飲食物の摂取によって多数の消費者に治癒困難な健康被害が生じることである。

その典型例の一つは森永ヒ素ミルク中毒である。一九五五年に森永乳業株式会社の徳島工場が製造した粉ミルクにヒ素が混入し、約一万三五〇〇人の乳幼児らがヒ素中毒になった。翌年、旧

厚生省は後遺症の心配はほとんどないと判断し、一九六九年に保健師らの追跡調査によって脳性まひなどの後遺症が明らかになるまで、一四年にわたり被害は放置された「森永ミルク中毒事後調査の会編」(1988 (1969))。被害児の親たちは裁判や森永製品の不売買運動を展開し、一九七三年に「三者会談確認書」を結び、森永乳業が被害救済のために努力することを約束させた。



写真4-1 推進法成立を喜び合う被害者と弁護士(2012年)
撮影:筆者

もう一つは一九六八年に発覚したカネミ油症(以下、油症)である。福岡県北九州市のカネミ倉庫株式会社が生産した食用の米ぬか油にポリ塩化ビフェニル(PCB)とダイオキシン類が混入し、それを食べた者に吹き出物や肝機能障害などの症状が現れた。約一万四〇〇〇人が被害を保健所に届け出た。汚染物質は親から子に引き継がれ、皮膚の色が沈着した「黒い赤ちゃん」が各地で生まれた。肌の色に対し差別意識のある社会で子が差別されることを恐れた親は、被害を隠した。各地の被害者が加害企業や国に損害賠償を求めて計九件の民事訴訟を提起してもなお解決に至らなかったことから、国による救済が求められ、二〇一二年に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に

熱帯材と日本人

足下に熱帯雨林を踏み続けて

金沢謙太郎

1 アジア社会と環境問題

一九九三年七月、環境社会学会は、初の国際シンポジウム「アジア社会と環境問題」を開催した。中国、韓国、フィリピン、タイ、インドネシアの各国から環境問題の研究者や運動家を招き、「公害輸出」と呼ばれる事象のほか、日本人の過剰な消費がアジアの農林水産資源の乱用を招いている実態について論議が交わされた。シンポジウムを主催した飯島伸子のねらいは、「公害輸出国としての日本の責任」と「生活や被害の現場からの問題把握」という二つの点にあった〔堀川 2002: 205〕。

◆東南アジアへの公害輸出

いわゆる貿易自由化の流れは一九六〇年代後半から一九七〇年代にかけて加速した。一九七〇年代になると、安全基準や衛生基準などを含む環境規制が相対的に厳しくなってきた欧米や日本などの先進諸国から、それらの規制が比較的ルーズな発展途上国への企業進出や直接投資が増えていく。公害輸出とは、環境に関わる規制基準が実質的に緩やかな国や地域に危険物質ないし有害物を含む汚染物質を移転させる事態またはその行為を指す。そこには、有害物質や危険物質の対外輸出だけではなく、それらを取り扱う工程や施設(例えば、有害廃棄物の処理・処分場やその途中段階の中間処理施設など)の対外移転なども含まれる〔寺西 2018: 128〕。一九八四年、北米資本のユニオン・カーバイド社がインドのボパールに建設した農薬工場から有毒ガスが漏れ出した。化学工場における史上最悪の惨事は公害輸出の典型例であった。

日系企業が引き起こした事例もある。川崎製鉄の千葉工場は、日本国内の公害紛争の激化を受けて、硫酸酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)を大量に発生させる鉄鉱石の焼結工程を一九七七年にフィリピンのミンダナオ島に移転させた。また、三菱化成(現・三菱ケミカル)が出資してマレーシアに設立したエイシアン・レアアース社(ARE)は、放射性物質の不適切な管理によって汚染被害を引き起こした。スズ鉱山から出るモナザイト鉱石にはレアアース(希土類金属)が含まれているが、その精製過程で放射性物質のトリウムが発生する。日本国内では一九六〇年代後半に法規制が強化され、一九七一年を最後に、モナザイト鉱石からレアアースを取り出す工程は行われていない〔小島 1997: 171〕。現地のブキメラ村の人びとは、「なぜ私たちがこんな目にあわなければなら

重層化する核被害のなかで

「マーシャル諸島発」核の正義」を求めて

竹峰誠一郎

1 はじめに

一九四三年、米国南西部ニューメキシコ州の標高約二〇〇〇メートルの段丘(メサ)の上に、現在の「ロスアラモス国立研究所」の前身にあたる研究所が、原爆の設計と製造を目的に秘密裏に整備された。土地と先住民族との間に育まれてきた精神的かつ身体的なつながりが、広島、長崎の原爆投下に連なるマンハッタン計画で引き裂かれたのである〔鎌田 2018〕。広島、長崎に投下された原爆の原料となったウランは、アフリカのベルギー領コンゴ(現在のコンゴ民主共和国)とカナダや米本土から集められた。米国の北西部ワシントン州のコロンビア川上流にあたるハンフォードが、プルトニウム製造施設を集積した場として切り拓かれ、長崎原爆のプルトニウムが製造され

に取り上げられなければならない。とりわけ狩猟採集を生業としてきたプナン人たちの土地の権利はいまだに認められていない。こうしたなかで、二〇一一年にプナン人自ら、「平和の森——プナン人からの意見と行動計画、すべての人びとの利益のために」という構想を発表した〔Pearan 2011〕。バラム河上流域の一八のプナン人集落は、これまで守ってきた原生的な森林を関係者で共同管理していきたいと提案している。この提案に関して、二〇一六年からサラワク州政府との協議が始まり、二〇二〇年一月には国際熱帯木材機関(ITTIO)も支援を表明している。今後、注目すべき動きである。

違法伐採問題に関しては、生産国と消費国の双方で対策をとる必要がある。EU、米国、オーストラリアでは、違法に伐採された木材の流通を禁止する法律が施行された。日本ではクリーンウッド法が制定されたが、その有効性には疑問符が残る。より効果的なリスク管理プロセスを義務づけて、違法木材の取引には罰則を科すなどの措置が求められよう。また、ある国が違法伐採に厳しく対応しても、別の国が甘ければ、違法性が疑われる木材は甘い国へと流れてしまう。違法伐採木材がどこから来てどこへ行くのか、問い続ける必要がある。

〔註〕 (1) 二〇二二年一月、農林水産省など所管官庁はクリーンウッド法の見直しを表明した。二〇二三年の通常国会において改正案が審議される。



写真6-1 先住民族の土地を奪って建てられたロスアラモス国立研究所を見据えて語る、ベアタ・ツォーシ・ペニヤ(2019年11月)
撮影:筆者

た。ハンフォードはその後も冷戦期の米国の核兵器開発を支え、製造停止後の今も、終わりなき除染作業が続けられている[石山 2020]。ニューメキシコ州のトリニティサイトでは、広島への原爆投下に先立ち一九四五年七月一六日に核爆発実験(以下、核実験)が実施され、周辺住民は今も米政府に補償要求を続ける[TRBC 2021]。「ヒロシマ・ナガサキは原爆の最初の犠牲者だというのは誤りだ」[Foster

Peta and Coghlan 2020]と、ニューメキシコ州で環境正義運動に取り組む先住民族のベアタ・ツォーシ・ペニヤは語る(写真6-1)。

広島、長崎に原爆が投下されてわずか半年後の一九四六年三月、中部太平洋のマーシャル諸島ビキニ環礁の人びとは、「人類の幸福と世界の戦争の終結のため」と米軍政長官から説明され、自らの土地を離れることを強いられた(写真6-2)。そして、建設されたのは核実験場であった。広島、長崎への原爆投下後も核兵器開発そのものは本格化し、さらに「平和利用」という名で核発電(原子力発電)が促進された。広島、長崎への原爆投下以後も「核兵器は使われた」と、長崎の原爆資料館は、核兵器開発のもとで犠牲になった人びとの声を展示の最後に伝える。被爆地広島に

本社を置く中国新聞は特別取材班を編成し、「際限のない核実験、核兵器製造、ウラン採掘、原子力発電所事故などによる被害が続発し、『ヒバクシャ』は増え続けた」[中国新聞「ヒバクシャ」取材班 1991]。現実を、被爆地広島から鋭く問いかけた。



写真6-2 広島・長崎への原爆投下のわずか半年後、核実験場建設のために移住を強いられるビキニ環礁の人びと(1946年3月)
写真所蔵:米国立公文書館

のペニョー回を超える核実験¹⁾や旧ソ連のチェルノブイリ(チヨルノービリ)をはじめ原発事故によって生じた核分裂生成物は、地球上の大地や動植物、そして人びとの上に降り注ぎ、北極の氷塊にもその痕跡が遺されている。「地球は被ばくしている」[豊崎 2022: 24]と、世界の核被害者の調査取材に先駆的に取り組んだ豊崎博光は指摘する。

「われらみなヒバクシャ」[ISDA]NPC 編集出版委員会編 1978: 29]ともいわれる。だが、核被害は世界に等しく広がったわけではない。「ニュークリア・コロニアリズム」[Endres 2009]や「ニュークリア・レイシズム」[豊崎 2022: 8]と称される、核被害を

環境正義運動は何を問いか、何を变えてきたのか

原口弥生

1 はじめに

広く知られているように、環境正義 (environmental justice) の主張は、一九八〇年代のアメリカ合衆国南部での有色人種による有害廃棄物処分への反対運動に端を発するが、現在に至るまで学問的にも社会的にも運動論や環境政策、環境倫理に影響を及ぼし続けている。環境正義は今やアメリカ国内のみの議論ではなく、気候変動政策における気候正義、あるいは食糧へのアクセスに関する「食の正義」運動、エネルギー正義など、世界規模で多様な環境問題における社会的公正の問題提起の基盤となっている。

一九八〇年代初頭の運動の誕生から四〇年が経過する現時点で、環境正義運動はアメリカ社会に何を問いか、アメリカ国内外の政治・経済・社会においてどのような影響を及ぼし、何を变えてきたのだろうか。

一九八二年九月、ノースカロライナ州ウォレン郡でのPCB汚染土壌の搬入阻止のために、アフリカ系住民や公民権活動家たちが大規模な抗議運動を展開した。土壌汚染の責任者を特定するまでの間、基金を通して浄化費用を潜在的当事者に負わせる「スーパーファンド法」(第2節で後述)の適用により、州政府が撤去した有害廃棄物の搬入先として選ばれたのは、州内で最も黒人人口割合が高く、多くの家庭が井戸水を使い、地下水汚染が懸念される地域であったのである。最後は、搬入路に横たわってトラックを止めようとする数百名の人びとを逮捕して汚染土壌が強行搬入されたこの出来事は、人種差別と環境リスクの意図的な結びつきを多くの人に印象づけることになった。

その後の一連の調査により、人種的・民族的マイノリティ地域は環境リスクや環境負荷という負担を不平等に強いられることが明らかとなり、環境人種差別 (environmental racism) という問題が提起された。低賃金労働や大規模な企業優遇措置などを背景に「サンベルト (Sunbelt)」と呼ばれる工業地帯を形成したアメリカ南部が中心で、本章で紹介するルイジアナ州も、その重要な拠点となっている。ルイジアナ州でも、経済力の弱いアフリカ系や先住民コミュニティに環境負荷が集中する構造が、経済社会システムの中に組み込まれている。

本章では、一九九四年の「環境正義に関する大統領令」などの成果にもかかわらず、なぜ環境差別的な分配が解決されないのかを事例をもとにみていく。また、この四〇年間で環境正義の問い

NIMBYと「公共性」

産業廃棄物処理施設をめぐる
公共関与と合意形成

土屋雄一郎

1 NIMBYとは

軍事基地、原子力発電所、そして産業廃棄物処分場のような施設の立地に対し、「社会的には必要であるが自分の家の裏には忌避する考え方や行為」を指して、NIMBY (Not In My Back Yard) の略と呼ぶ。NIMBYの語源をたどることは難しいが、現在のところ、信頼できる初出は、原子力発電の恩恵を享受しつつ原子力発電の立地には反対する人びとに対して、一九八〇年に行われたアメリカ原子力学会においてウォルター・ロジャースが放った言葉であるとされている [Bunningham et al. 2006]。NIMBYの考え方は、アメリカにおけるノーマライゼーションとエコロジーをルーツにもつとされる。日本語では「地域エゴ」や「住民エゴ」などとも言い換えられるため、

この言葉にエゴイスティックな印象をもっている人も少なくない。

日本では、いわゆる「迷惑施設」の建設にあたって、その計画に反対する側に対して使われる手法との関連でもNIMBYが用いられることがある。「迷惑施設」が計画される候補地で、地域の人びとに補助金や交付金を与えることで不満を除去する「NIMBY対策」という方法である。それに対して、本当にはNIMBYを克服してはいない、NIMBYがあることを前提にし、それを肯定したうえで取引をしているだけだという指摘もある。どうやら、いづれにしてもNIMBYは「正義」の条件を満たさない主張であるといえそうだが、果たしてそういえるのかを考えてみることにしたい。

日本でのNIMBYに関する初期の文献としては、環境工学の立場から末石富太郎が著した「NIMBY syndrome に関する一考察」[末石 1987]が挙げられる。その後は、都市計画の分野において、住民の意思決定に関わる問題や廃棄物の処理・処分に関する問題に代表されるような忌避される施設の立地をめぐる問題を対象にした議論が、『廃棄物学会誌』などで多く発表されている。当時は、どちらかという和政治学の視点からの政治過程分析と、システム工学的な関心や計画論的な立場からの研究が多い。近年では、野波寛らによる「NIMBY問題における公平と共感による情動反応」[野波ほか 2016]をめぐる研究において、リスクコミュニケーション論や社会心理学といった認知科学的な知見に基づくシナリオ分析などの研究が進んでいる。また、法社会学や倫理学の立場からの議論も見られる。

NIMBYの研究をめぐる議論の全体を概括するには、迷惑施設を政治と経済の視点から論じ

水俣病にとつての六五歳問題

「先天性（胎児性）とつう問」から

野澤淳史

1 六五年目の水俣病

一九五六年に熊本県水俣市で水俣病の発生が公式に確認されてから、二〇二一年で六五年が経過した。このことは、原因物質であるメチル水銀の影響を母胎内で受け、重度の障害を持ち生まれた胎児性や小児性の水俣病患者（以下、胎児性患者たちと表記）が六五歳を過ぎつつあることを意味している。被害者の中では最も若いとされる胎児性の人びともまた高齢化の時代を迎えた。歳をいくつ重ねようともその人が水俣病の被害者であり続けることに変わりはない。だが、制度的にみた場合、六五歳を過ぎた患者の生活を支える仕組みとその存在の位置づけは、「高齢者」の方へと大きく様変わりする。

- (4) Es Discovery Logs ウェブサイト「J・S・ブダムの公平原理(衡平原理)と不公平感の解消」参照。
[https://esdiscovery.jp/vison/word001/psych_word27001.html] [最終アクセス日：二〇二二年三月十五日]
- (5) 大都市で排出された大量の廃棄物を都市部から農村部に送り、かつ処理の仕方が不適切な場合が多く、施設周辺の自然環境や周辺地域の水環境の悪化などが発生する状況に関しては、河北新報報道部「990」関口「1996」が詳しい。
- (6) 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、パソコンリサイクル法の七つの法律を指す。
- (7) 全国の公共団体の産業廃棄物最終処分場の設置状況は、二〇一九年現在、二八か所である。
- (8) 一九九六年に県事業団が環境アセスメントの手続きについての説明を始める。一九九六年二月に県および県事業団が計画予定地周辺を視察に訪れ、「反対する町民の会」が一五名の有志で結成された。一九九七年には反対する会が一〇〇人あまりの計画反対署名を県事業団に提出する。そして、二〇〇〇年に町長が町議会で計画の受け入れ方針を表明する。
- (9) 自主的な住民投票の結果(二〇〇〇年一月二日に実施)は、「賛成」一四、「反対」一六四、「条件付き」一三五票で、反対票が過半数を占めた。投票率は九五・八％に達した。
- (10) 学識者七名、公募委員は三六名の応募者から地域のバランスに配慮して二二名を選出した。
- (11) 後述する二〇〇一年に設立された県民委員会の前身となった組織である。
- (12) ここでの「検討委員会」は、後述の「全体の検討委員会」に近い。検討委員会の中には立場の異なる二つのグループの主張があり、単に「検討委員会」というときには、その中で座長の考え方に近い立場を表現することが多く、住民運動の考え方に近いグループが「県民委員会」となる。この両者が一九名からなる「全体の検討委員会」を構成している。これらは県議会などにおける委員会の党派性とはイメージが異なる。
- (13) 戦略的環境アセスメント(SEA)とは、個別の事業実施に先立つ戦略的(Strategic)な意思決定段階、すなわち、政策(Policy)、計画(Plan)プログラム(Program)の三つのPを対象とする環境アセスメントであり、早い段階からより広範な環境配慮を行うことができる仕組みとして、その導入が検討されている。

障害者は、先んじてこうした事態に直面してきた。二〇〇三年に支援費制度が始まり、障害福祉制度が「措置から契約へ」と転換されて以降、介護保険への統合は常に懸念、そして警戒されてきた「花田編 2004」。脳性マヒの障害をもつ作家で俳人の花田春兆は「死なない限り（死後の世界は知らないから一応そうしておく）、障害とは縁が切れない」と信じていた「花田 2004a」と述べる。だが、六五歳を境に「障害者」は「高齢者」になり、介護保険制度上の区分に基づいて必要なサービスとその時間が決められていく。「歳はとつても障害者」【花田 2004a】のはずだが、制度としてはまず高齢者として位置づけられる。

しかし、胎児性患者たちは水俣病という公害の被害者である。公害防止のための必要な対策や汚染された環境を回復するための費用は、その原因企業が負担すべきという「汚染者負担の原則 (Polluter Pays Principle)」(以下、PPPの原則)に基づけば、その生活を支えるのは被害補償であって、社会保障の仕組みではない。とはいえ、患者各派と原因企業であるチッソの間に締結された認定患者に対する補償協定(一九七三年)の中に、介護を補償する項目はない。医療(治療費補償という項目に相当するような、いわば福祉補償といったものは存在してこなかった。患者の日常生活を支え続けてきたのは家族や支援者、そして障害福祉サービスの枠組みで介護・介助に従事するケアワーカーであった。もとより、介助を受けながら地域で自立生活を営む仕組みが日本で整備されるのは一九八〇年代中頃以降、介護保険制度の開始は二〇〇二年であり、介護・介助という言葉が意味することがらは時代により異なる。

補償協定の時代には現在の意味での介護・介助という行為はそもそも存在していなかったと

言うこともできるが、その締結年は、福祉補償が存在しないことを是認する理由にはならない。補償協定の前文七は次のように書かれている。

チッソ株式会社は、水俣病患者の治療及び訓練、社会復帰、職業あっせんその他の患者、家族の福祉の増進について実情に即した具体的方策を誠意を持って早急に講ずる。

時代ごとの福祉観や社会保障制度の体系がいかなるものであれ、補償協定にこの前文がある以上、患者に対する介護・介助が、家族そして支援者による無償の行為として、さらには障害福祉サービスや介護保険を用いて、言い換えれば税や社会保険を財源として行われることは問題である。PPPの原則に則り、実情に即した福祉補償を行うことが求められる。

2 先天性(胎児性)という問い

それでは、胎児性患者たちの補償として何が必要なのだろうか。彼ら・彼女らは賠償金の支払だけを主張してきたわけではない。そもそも水俣病問題は、被害補償という考え方で解けるものでもない。一九七三年三月、水俣病第一次訴訟において患者側が勝利したことでチッソの水俣病責任が確定した頃、胎児性患者の江郷下美一らが結成した「若い患者の集まり」が撒いた「万歳いうな!」というビラは、次のように書かれている。

「記憶」の時代における 公害経験継承と歴史実践

清水万由子

1 公害は過去か？ 現在か？

モノクロ写真に写る薄暗い雲や黒く光る海、あるいは苦痛に顔を歪める人びとの姿。一方で、盆や彼岸に父方の墓所がある三重県四日市市へ行く道すがら、コンビニナートにそびえる紅白の煙突から白く立ちのぼる煙（水蒸気）を車の窓から眺めてもいた。いずれにしても、公害に出会い直す前の筆者にとって、それはどこか遠くの方にあるものだった。

日本の公害被害者は訴訟や世論への訴えかけにより補償と公害対策を勝ち取った。その結果、公害対策は資金、人材、組織などの面で制度化・標準化されている。「公害との闘いの結果、公害を克服した日本」[Schreurs 2002 = 2007]。「公害」はそんな過去の物語に追いやられ、公害は局所的で

解決済みの問題であるとして、公害対策の緩和を迫る産業界の「まきかえし」にも遭った。

しかし、本書各章でも論じられるように、次々と環境中に放たれる化学物質やテクノロジーによる「新しい」公害ともいえる環境リスクはますます広範に行き渡っており、新興国や途上国で起きている公害は、私たちの日常と深く結びついている。これらは食品公害や薬害と同様に、地域開発のあり方と深く関わっていたいわゆる「古い」公害とは異なる性質も持っている。しかし公害被害者らが、多様な公害・環境問題の被害者が連帯する運動を今も続けているのは、カネミ油症問題や水俣病問題のように、いまだ十分な被害の解明や補償がなされていないものがあり、公害はまだ終わっていないと訴え続けなければ忘却されかねないと考えるからである¹⁾。そして、より長期的には、公害を生んだ構造がこの社会に根深く残っているということである。

このように、公害は人びとが経験した過去でありながら、現在なおその経験は更新され続けている。また、歴史研究の対象とするには近すぎる過去であるのに、現在の社会の中では風化が危惧される過去でもある。筆者らはこれを「生乾き」の過去と表現した²⁾。しかし、公害が乾ききった過去となってしまうえば、私たちが生きる現在に食い込んでくることはない。グローバルに潜在・偏在する新しい公害が続発する社会を、公害を生まない社会にするためには、古い公害を過去の物語に押し込めてはならない。過去・現在・未来の連続性を見いだし、また公害に限らず「困難な過去（歴史）」をいかによりよい未来へつないでいくかという幅広い視点に立ち、私たちの実践も更新を続けていく必要がある。これが本章の問題提起である。

環境リスク社会における 公正と連携への道

寺田良一

1 はじめに——「環境リスク」の新たな問題性

足尾銅山鉱煙毒事件に始まり原発事故の放射能汚染まで、環境破壊やそれがもたらす健康被害は、日本の環境問題や環境社会学の原点であった。公害患者の救済を求める運動や世論の高まりは、多くの環境保全的な「革新自治体」を誕生させ、一九七〇年の「公害国会」やその後の四大公害裁判の勝訴を導いた。日本の環境社会学の創設期には、被害者に寄り添いながらそうした社会状況の分析に努めた「被害構造論」〔飯島 1984, 1985, 2000〕などの分析枠組みが提起された。

筆者は、欧米やアジアの環境運動の聞き取り調査を行ってきたが、その過程で、自然保護運動から発展してきた欧米の環境運動と、公害被害者運動を出発点とした日本の環境運動との差異を

- (3) 各資料館・団体の目的や事業内容については、パンフレットやウェブサイトを参照した。
- (4) 原子力災害考証館 *Enemo* の関係者は資料館をつくるにあたり、公害資料館の視察を行っており、水俣病センター相思社の水俣病歴史考証館から「考証館」の名称をとっている(二〇二一年五月二五日、里見喜生氏、鈴木亮氏、西島香織氏へのヒアリング)〔除本 2021〕。
- (5) 二〇二一年八月一日、傘木宏夫氏へのヒアリングより。
- (6) こうした変化の背景には、西淀川区における新住民Ⅱ公害を知らない住民の増加や、大阪市の地域自治組織改革など、さまざまな状況の変化が影響していると思われるが、あおぞら財団の活動展開についての詳細な検討は別稿を期すことにしたい。
- (7) 区内の地域活動協議会の活動支援を行う中間支援組織。地域活動協議会は、連合振興町会や子ども会、女性会などの地域組織と企業、NPO、学校、医療・福祉団体などが連携して地域課題に取り組み協議体。橋下徹元大阪市長によって導入された。
- (8) もちろん、実際に公害患者に許可を取るのではなく、自分たちに託された願いをいかに具体化するかを自問し議論しながら活動しているのである。あおぞら財団の職員は、「西淀川公害患者と家族の会」の公害患者のことを親しみを込めて「患者さん」と呼ぶ。

謝辞

本稿は、科学研究費補助金(26870718, 19K12464)および龍谷大学社会科学研究所二〇二一年度個人研究「公害経験継承としての地域再生運動—個人史アプローチによる分析—」の成果の一部である。記して深謝いたします。

全国的な公害対策が始まって半世紀を超えた今日、環境負荷を軽減する技術や対策が進む一方で、資源消費の増大と汚染の蓄積は続いており、形を変えながらも似たような環境被害は絶えることがない。その理由を探る中で見えてきたことの一つは環境対策のあり方に関する課題である。公害などに関する環境運動や社会運動が掲げた主張の中には、科学技術の「進歩」による豊かさや利便性を追い求める社会への見直しが含まれていた。大量生産・大量消費は、弱い立場に置かれる人たちに汚染などの被害を押しつけることと不可避的につながっており、拡大を求め続ける社会の構造的な課題こそ環境問題の根本だという指摘である。だが、現実的な対策として先に立ったのは、排煙・排水からの汚染物質の除去などの技術的な対策であった。それによって目に見える大気汚染や水質汚濁は大きく改善したが、そうした環境対策の「成果」は私たちが問題の本質から目を逸らすことにもつながり、根本からの環境への配慮を忘れさせる意味もあった。

その後も日本が「公害大国」から「環境先進国」への脱皮をはかる裏で、被害はより見えにくいかたちでグローバルに拡散・潜在化してきた。「持続可能な社会」「循環型社会」のように社会の根本的な改革の必要性がアピールされても、現実には、多量の化石燃料を用いた廃棄物処理やリサイクル処理の拡大による廃棄物最終処分量の減少といった「達成」が続き、その背後では、問題を指摘されていたはずのリサイクル輸出が海洋プラスチック汚染を深刻化させる一因になっている。

これに関して公害の歴史が教えるのは、見えていたはずのものが不可視化されていく過程である。被害を訴える人がいたとしても、小さな声に耳を傾ける人が多くなれば聞こえるし、少なくなれば消えてしまう。現代では情報技術が発達したと言っても、情報発信力をめぐる格差の拡大と、各種の分断のなかでは、それを克服する仕組みづくりが必要である。

本書の各章では、不可視化をもたらす要因が複雑化、巧妙化している現実と、それに対抗する動きを追ってきた。一つの問題や一人への被害は歴史とともにあるし、他の事例や事象とのかかわりを持っている。それらを編み合わせていくとともに、人びとの協力や相互理解のネットワークを広げていくための視点と方法こそ、不可視化に立ち向かう手段になりうるのではないだろうか。「環境正義」などの主張も、公正が一人の倫理観ではなく社会全体で達成されなくてはならないことを示している。

そのためにも、公害が数多い環境問題の一部ではないし、環境問題が数多い社会問題の一部ではないことを確認しておきたい。それに関連しては、軍事、ジェンダー、エスニシティなど、本書でとりあげたいと思いつつ断念したテーマもあり、それ以上に編者らが見落としている課題が多いことも感じている。